

保保発1224第1号
保国発1224第1号
保高発1224第1号
保連発1224第1号
令和6年12月24日

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局保 險 課 長
(公印省略)
国民健康保険課長
(公印省略)
高齢者医療課長
(公印省略)
医療介護連携政策課長
(公印省略)

「保険者協議会開催要領」の一部改正について

保険者協議会については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、保険者及び後期高齢者医療広域連合が都道府県ごとに組織し、特定健康診査等の実施や高齢者医療制度の運営等の関係者間の連絡調整、医療費の調査分析等を行うとともに、都道府県医療費適正化計画について協議を受け、同計画の実施についての都道府県への協力等を行うこととされています。

今般、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第326号）により、第四期都道府県医療費適正化計画において定めることが望ましい目標として規定する後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する数値目標等について見直しを行い、都道府県においてそれらの目標を達成するために取り組むべき施策として、「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」（令和6年9月。以下「ロードマップ」という。）を踏まえた取組が考えられる旨をお示ししたところです。

また、ロードマップの別添、「バイオ後続品の使用促進のための取組方針」（令和6年9月）において、

- ・ 国における取組として、医療費適正化等のために必要な事業の推進を行う各都道府県の保険者協議会において、バイオ後続品の使用促進についても取り上げ、都道府県後発医薬品使用促進協議会と連携しながら取組を進められるよう推進すること
- ・ 保険者における取組として、医療費適正化等のために必要な事業の推進を行う各都道府県の保険者協議会において、バイオ後続品の使用促進についても取り上げ、都道府県後発医薬品使用促進協議会と連携しながら取組を進めること

が規定されました。

上記の改正等を踏まえ、保険者協議会の開催及び運用について、「保険者協議会について」（平成28年1月29日付け保保発0129第1号・保国発0129第2号・保高発0129第1号・保連発0129第1号厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長・医療介護連携政策課長連名通知）の別添の一部を別紙新旧対照表のとおり改めることとしますので、関係者とも調整しつつ、実施に遺漏のないようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。